



衣浦東部広域連合NEWS

11月9日は「119番の日」

衣浦東部広域連合消防局

通信指令課 (☎63)0138)

昨年の衣浦東部広域連合消防局管内5市での119番の通報件数は約2万7千件ありました。

一刻も早い出動と現場到着のため、通報時は次のことに注意し、落ち着いて話しをしてください。

「救急の場合」

・住所(近くの目標物、ビル等の場合、何階か?)

・誰がどうしたか?(意識や呼吸の有無)

・傷病者の年齢、性別、持病、かかりつけの病院

・通報者の氏名、電話番号

「火災の場合」

・住所(近くの目標物、ビル等の場合、何階か?)

・どこで何が燃えて、燃え移る危険性はあるか?

・逃げ遅れ、けが人はいないか?

・通報者の氏名、電話番号

「病院問合せ」

・救急医療情報センター(☎36)1133) : 症状に応じて診療可能な最寄の医療機関を、24時間365日体制で紹介します。

・救急医療情報システム(あいち医

療情報ネット)

<http://www.aq.pref.aichi.jp/>

・小児救急電話相談: 看護師(看護師で対応困難な時は小児科医)が対応(毎日午後7時~11時)

☎#8000番(短縮番号)

☎(052)962-9900(短縮番号)

※「救急車のサイレンを鳴らさないで来てください。」と言われる人がいますが、緊急自動車は安全・迅速に現場へ到着できるように、赤色灯を回転させ、サイレンを吹鳴して走行するように法律で義務付けられています。鳴らさないで出動することはできませんので、ご理解をお願いします。

秋季火災予防運動

11月9日~15日

衣浦東部広域連合消防局

予防課予防係(☎63)0136)

「消すまでは出ない行かない離れない」
○火災予防について考えてみませんか
秋から冬にかけては、火災が発生しやすい季節です。その多くは、ちょっとした火の不始末や不注意から発生しています。

「私のうちは大丈夫」と思っている人はいませんか。その油断が禁物

です。火災を起こさないために、一人ひとりが火の取扱いに十分注意して最後まで責任を持つことが必要です。次のことに心がけ、火災予防に努めましょう。

○住宅防火のちを守る7つのポイント

■3つの習慣・4つの対策

【3つの習慣】

①寝たばこは、絶対やめる。

②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

③火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

*愛する家族を守るため、住宅用火災警報器はもう設置しましたか? すべての住宅に住宅用火災警報器を設置する期限はすでに過ぎています。

警報器を設置していない家庭に比べ設置している家庭では、平成22年までの全国的な統計では、住宅火災による死者数、焼損面積および損害額がほぼ半減したという成果がでています。

また、取り付けていないご家庭は、早急に取り付けましょう。

老朽化した消火器の有料回収

衣浦東部広域連合消防局 予防課

(☎63)0136)

老朽化した消火器が破裂し負傷者が発生する事故が起きています。消火器は、消火薬剤の放出時に高い圧力がかかります。容器に腐食や変形があると破裂する危険があります。このような事故を防止するため腐食・変形した消火器は使わないでください。

▼消火器の廃棄について 消火器は一般家庭ゴミとして収集されません。圧力容器なので大変危険です。自分で放出や分解などをしないでください。

○左記のとおり愛知県消防機器同業会が一般家庭の老朽化消火器の有料回収を行います。

■消火器の回収日時・場所

実施日	時間	場所
11/12(月)	10:00~12:00	知立消防署
	14:00~16:00	刈谷消防署
11/13(火)	10:00~12:00	碧南消防署
	14:00~16:00	高浜消防署
11/14(水)	10:00~12:00	安城消防署

※料金は大きさにより異なります。10型で1本1,500円程度です。